

研究

大神姓佐伯氏の研究(六)

鎌倉時代佐伯莊相伝の過程

さとうたくみ

(会員 佐伯市池船町)

今回紹介する文書は正応四年(一二九二)の下知状で、前号に紹介した宝治三年(一二四九)の下知状から、すでに四十二年の歳月が過ぎてゐる。この間、蒙古襲来による文永の役(一二七四)・弘安の役(一二八二)を経て、佐伯莊は四代惟久から五代政直に繼承され、堅田村は弟惟佐の支配となつてゐる。

政直が「惟」の通字を使つていない点については「佐伯市史」に指摘のとおり、三田井氏との関係があるかも知れない。惟久の妻結は早世しており、政直の母方を問わねばならない。これら四通の下知状の他になぜか正和二年(一二三二)の高千穂文書一通が紛れ込んでいる。

話は代わつて、九州御家人の訴訟事は、弘安七年(一二八四)より博多に幕府の出張所が置かれ、鎮西談議所が取り扱うことになった。

【文書三】 惟佐と政直の相論

主題は「豊後国佐伯左衛門惟久の子息・惟佐法師道法と佐伯左衛門尉政直法名道精による堅田村年貢の事」についてである。以下読下文(但し欠部分は文脈から推定される字句を充当して文を作つてゐる)

右の件について宰府は訴陳の具書など子細を多く執り進めたが、いわゆる佐伯莊は道精(政直)らの親父惟久の所領であつた。かの庄の内、内面方(本庄)は道精(政直)に、堅田方にいたつては道法(惟佐)に宛給うところなり。

しかして嘉禎三年(一二三二)の実検目録帳によると、内面方は一〇四町八段余、堅田方は□□町八段余となつてゐる。これを勘えれば、堅田方は十二分の一の年貢を勤めるべきところ、道精が三分の一の年貢を切り宛

伯左衛門惟父子息八郎惟佐法師道
佐衛門尉
年貢事

右宰府執道孫陳具書等子細多所詮
者道精等親父惟久領也彼庄
道精至堅田方者所給宛道法也而如嘉和積三年實
按月錄帳者内面方而四町割餘堅田
町割餘余也勘之者堅田方者可勤檢或
事之處道精切宛三分一年貢之條無謂之
道法雖申之如嘉和積取帳者依難令
可令進滑米百四十石六斗油(石八升錢三百五十
兩與文)宛由仁治三年惟直道精等依
年為請所可致沙汰之由所被仰下也堅田
一之条惟直請父分明之上者可為三分一之田
條受謂之旨道精陳申之處云惟直請文云仁治三
下知沙汰清所不論申也然則彼時成敗難

狀發之聞於參分壹所當者道法可令宛
狀發家石合戰之時惟久所積勲功賞也而道精入領知之條無
謂可宛給之旨道法雖申之於彼當者通精可令領知之由惟久
道書狀於道精畢至件狀者道法不輸申之上者非沙汰限者
依鎌倉殿仰下知仰件
正應四年七月八日

陸奥守 平朝臣

相模守 平朝臣

本

てるのは、いわれのないことであると、道法が申すとい
えども、

嘉禎取帳のごとくは信用せしめがたく、「米一四一石
六斗、油一石八升、錢二五〇貫文(堅田三分ノ一を加え
定む)を進済せしむべく」と、仁治三年(一二四二)惟直
(道精ら祖父)の請所となり、沙汰するようにと仰せ下さ
るところなり。

堅田三分ノ一の条、惟直の請文に分明の上は、十二分
ノ一たるべしと道法が申すのは、いわれのない旨、道精
が申し陳べるところ、惟直の請文に云い、仁治三年の下
知状に云う。道法が不論を申すところなり。

しかるにすなわち、かのとき成敗いたしがたく改めて
替わるの間、三分ノ一を当てる所においては、道法に
究、済せしむべく下知いたしおわぬ。

次に蒙古合戦の時、惟久が勲功の賞を預かるところな
り。しかして道精一人が領知の条、いわれなく宛給う
べしの旨、道法これを申すといえども、かの賞においては
道精が領知せしむべくと、惟久の遺書状が道精にお
わぬ。件の状にいたつては道法が不論を申すの上は、
沙汰限りあらずば、鎌倉殿の仰せによつて下知は件のこ

正応四年(一二九一)七月八日

陸奥守 平朝臣(連署・北条宣時) 花押

相模守 平朝臣(執権・北条貞時) 花押

伯左衛門惟久子息八郎惟佐法師道

☐ ☐ 左衛門尉 ☐ ☐ 法名道精 ☐ ☐ ☐ ☐

年貢事

右宰府執進訴陳具書等子細多、所詮□□□

者道精等親父惟久領也。彼庄□□□□

道精、至堅田方者所給苑道法也。而如嘉禎三年實

検目録帳者、内面方百四町捌段余、堅田□□□

町捌段余也。勘之者堅田方者可勤拾貳□

□事之處、道精切宛三分一年貢之條無謂之

道法雖申之、如嘉禎取帳者、依難令□□

可令進濟米百四拾壹石六斗、油一石八升、錢二百五十

貫文加堅田三分一定之由、仁治三年惟直道精等祖父依□□

年為請所可致沙汰之由、所被仰下也。堅田□□□

一之條、惟直請文分明之上者、可為十二分一之由□□

條、無謂之旨、道精陳申之處、云惟直請文、云仁治三

下知狀、道法所不論申也。然則、彼時成敗難□□

改替之間、於參分壹所當者、道法可令究□□□

次蒙古合戰之時惟久所預勲功賞也。而道精一人領知之。

條無／謂可宛給之旨、道法雖申之、於彼賞者、道精可令

領知之由、惟久／遺書狀於道精悉。至件狀者、道法不論

申之上者、非沙汰限者／依鎌倉殿仰下知如件。

正應四年七月八日

陸奥守 平朝臣（花押）

相模守 平朝臣（花押）

堅田村の年貢について

この下知状より六年前、弘安八年（一二八五）の岡田帳

には、佐伯莊一八〇町のうち、本庄一二〇町が道精（政

直)、堅田村六〇町のうち三〇町が道法(惟資)と、記録

されている。堅田村が佐伯荘の三分の一の所領を占めて

いるから、年貢も三分ノ一を負担するのが常識である。

向し、国内の御家人に関東御教書を伝達、異国警固番役を割り当てたので、佐伯惟久も頼泰の指揮下に入り北九州へ赴いたと思われる。

文永十一年(一二七四)十月二十日の合戦では、日本軍は苦戦して退却したが、夜半の大風雨によって元軍の艦隊は壊滅的被害をこうむって敗退した。

翌年、幕府は勲功の賞として一二〇人の行賞を発表、さらに要害石築地役を命じた。豊後御家人は香椎浜を担当、領主は田一町に一尺の割合だったから、佐伯荘は一八〇尺五十四メートルを負担したことになる。

弘安四年(一二八二)六月の合戦は約一カ月続いたが、海上の元軍は再び強風にあおられ撤退を余儀なくされたのである。

惟久の勲功賞は文永の役の恩賞だと思われる。「緒方氏系図」には政直が「弘安二年四月十四日、父譲りの佐伯院内地頭職を相続」したと記入されているから、弘安四年の合戦には政直の名で参陣したはずである。※「緒方系図」に佐伯院と記されているのは興味深い。佐伯荘となつてからも旧名が通用していたのであろう。

しかし実際に恩賞地が配分されたのは、幕府が武藤経

資・大友頼泰に勲功地配分の権限を委任した弘安九年からで、正応元年(一二八八)十月に佐伯左衛門尉に筑前三奈木庄の内五町が孔子配分されている。

これは幕府がかりうじて出した恩賞地で、決して御家人の働きに見合うものではなかった。兄道精と共に戦った道法は、自分に分け前のないことを訴えているのである。

裁決では、道法の訴えはいずれも退けられている。

社殿造営の記録

宮ノ内の彦宮三所大権現に享保十年(一七二五)万休院の住持・仁叟が記した由来書が残っている。

：ただ文亀年中(一五〇一)に誌すところの棟柵の銘半片あり、修造の年号を記するに建長三(一二五二)辛亥をもつて初めとす。

既に四十五年を歴て永仁三(一二九五)乙未二月三日に造営上棟、同三月二日に遷宮。

また五十二歳を経て承和二(一二四六)丙戌正月三日に社務・大神惟年これを営建す。惟年は定んで、これ戸

穴村八幡宮の社務にて、兼ねて当社を祭る者か、八幡宮の仕官は大神氏なり。

また一百五十六年を踰えて文亀元（一五〇）辛酉十一月十五日未刻に上棟、子刻に遷宮。大檀那は先の領主、大膳大夫・大神朝臣惟勝これを修復す。社務は大神惟俊、大工は藤原則正。

また戸穴村の大宮八幡宮の由来記は「鶴藩略史」に、次のように記録されている。

大宮八幡祠は戸穴村にあり、応神天皇、神功皇后、仁徳天皇を合祀す。文永年中（一二六四―一二七四）佐伯惟久が掲ぐるところの社殿上棟文いまなお存す。その文は銷滅してただ大同二年（八〇七）大宮祠の七字略々弁ずべし。…惟宗、惟賢、惟治に施及し、祠宇の修造相續き、神威巖然たり。：

戸穴村にある両社が領内の漁民に尊崇され、歴代領主によって修造されてきたことを物語っているが、平安末期（一一七六）の「八条院領目録」に智恵光院御庄として「豊後国戸穴」と記載され、鎌倉末期（一二三〇八）まで戸穴庄として伝領されている。

当莊立卷時の事情は不詳だが、戸穴莊と佐伯莊が同莊異名であることは後述「文書四」によって明らかとなる。

上岡十三重塔

県指定重要文化財十三重の石造層塔は、九州屈指の高さ（八・五メートル凝灰岩製）を誇っているが、残念ながら記銘がない。同様式の野津町水地九重塔（六・〇メートル凝灰岩製）には文永四年（一二六七）の記銘があり、おそらく同鎌倉時代のものと思われる。



日本一の石塔は宇治放生院の浮島十三重塔（一五・二メートル）で、弘安九年（一二八六）西大寺の叡尊によって宇治川の殺生禁断と宇治橋供養のために建立されている。

二番目は奈良般若寺十三重塔（一一・六メートル）で、建長五年（一二五三）頃完成し、堂宇復興後は西大寺の末寺になっている。いずれも花崗岩製で、初重軸部四面に金剛界五仏（中心を大日如来とす）が前者は種字で後者は仏像が線刻されている。これらは宗人の石工伊行末らの手になるものである。

これらの造立に関わった叡尊は、衰退した西大寺を中興させ、戒律を復興して真言律宗を広めた人物で、殺生禁断を奨め、蒙古襲来の折には亀山上皇や幕府の帰依を受けて「異国降伏祈祷」の中心となった。

その結果、九州各地に律宗寺院が建立され、豊後では府内の金剛宝戒寺が復興されたという。明徳二年（一三九一）の「西大寺末寺帳」には豊後佐伯庄に二か寺、最勝寺と潮音寺が記録されている。

但し、上岡十三重塔は金剛界五仏ではなく、阿弥陀三尊像が刻まれている。これは平安末期から続いた佐伯氏の浄土信仰によるもので、あるいは領家智恵光院の影響

があったかも知れない。（つづく）

【参考文献】

日本の歴史8 蒙古襲来 黒田俊雄 中央公論社

甘木市史・蒙古襲来とその影響 甘木市史編纂委員会

大分歴史辞典・大友頼泰 O B S 大分放送

豊後国莊園公領史料集成六・七 渡辺澄夫 大分大学

大分県史料・図田帳、田代注進状案 中世文書研究会

佐伯市史・弘安の豊後国図田帳 佐伯市教育委員会

佐伯氏一族の興亡・戸穴荘と佐伯荘 佐伯市教育委員会

佐伯市の文化財・十三重塔 佐伯市教育委員会

野津町史・第六章寺社と文化財 野津町誌編さん室

宇治橋・橋供養と十三重塔 宇治市歴史資料館

古寺巡礼奈良・般若寺 淡交社刊

古寺巡礼奈良・西大寺 淡交社刊

みやこの仏世界と豊の国特別展 渡辺文雄 合同新聞

【前号の訂正】

一二ページ下段一行 など未給与↓・米給与とは

同 一五行 は納めた↓米はもらっていない

一五ページ下段一行 後下知↓御下知

同 五行 米を未給与↓米を給与

※米を未と読むべきか迷ったが、給与とは報酬として

与えられるものであるから、これら税物の代価あるいは
得分としての米を給与されていない、と解釈すべきか。

佐伯一族と所領相伝の過程

東宇和郡緒方氏系図

図田郷の地頭御家人名

